

間伐や造林などに関する支援制度（令和5年度）

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。

森林を手入れしたいとお考えの方

○保育間伐など

- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・みどりの環境整備支援事業（公益林保全整備）
定額80,000円/ha

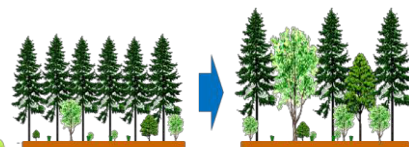
県独自の加算事業

- 再造林など
 - ・森林資源再生支援事業
県が定めた標準単価の22～27%
（補助率68%の場合は合わせて90～95%）
- 保育間伐など
 - ・みどりの環境整備支援事業（森林吸収源整備）
28,000～46,000円/ha

※国の補助事業に県が独自に上乘せを行う単独事業です。

森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が増進します。



施業を集約化し間伐等を推進



- コウヨウザン（早生樹）の植栽
- 耕作放棄地への新規植林も補助対象です。



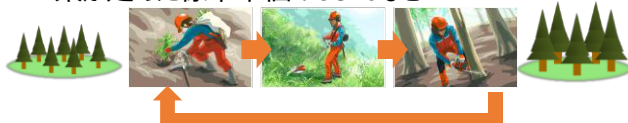
間伐材を搬出したいとお考えの方

○搬出間伐

- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・木材安定供給推進事業
搬出材積によって168,000～701,000円/ha
- ・みどりの環境整備支援事業（森林整備）
122,000～183,000円/ha

再造林をお考えの方

- 再造林など（鳥獣害防止施設含む）
- ・造林事業（特定森林再生事業）
県が定めた標準単価の72%など
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など



上記は、国及び県の補助事業とのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課（森林整備担当）：088-821-4602

安芸林業事務所：0887-34-1181 中央東林業事務所：0887-53-0657 嶺北林業振興事務所：0887-82-0162 中央西林業事務所：088-893-1292 須崎林業事務所：0889-42-2371 幡多林業事務所：0880-35-5977 もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。